

関係社会福祉施設等の長 様

福井県健康福祉部長寿福祉課長

県内介護施設における新型コロナウイルス感染症発生事例をふまえた  
感染対策の徹底について（その2）（一部改正）

このことについて、県内の介護施設において新型コロナウイルスの感染が発生し、施設内で感染が拡大した事案を受けて、令和3年1月15日付け長第34号「県内介護施設における新型コロナウイルス感染症発生事例をふまえた感染対策の徹底について」を発出し感染対策の強化をお願いしたところです。

今般、感染発生初日から施設に入った県クラスター対策班など医療チームからの助言等をふまえ、今回の感染発生事例から、令和3年1月15日付け通知を一部改正し、下記のとおりお示ししますので、各施設においては、より現実的な想定のもと、日頃の感染対策と感染発生時の備えを改めて徹底してください。

記

1 職員・利用者の健康観察の徹底について

すべての職員について、出勤前に体温の計測など健康観察を行い、発熱等の症状が認められる場合には出勤しないよう徹底すること。

また、利用者については、サービス利用前に、体温の計測等健康観察を行ったことを必ず確認し、発熱や呼吸器症状、体調不良等がある場合はサービスの利用を断る取扱いとすること。

なお、職員・利用者ともに、発熱や呼吸器症状、体調不良等がある場合は、万一新型コロナウイルスに感染していた場合の事態の重要性を考慮し、経過を観察することなく早期に医療機関を受診すること。

2 介護サービス提供時における標準予防策の徹底について

すべての職員について、勤務中のマスクの着用を徹底すること。

併せて、日常から標準予防策(※)を適正に行えているかを再点検し、徹底すること。特に个人防护具の適切な使用(必要な場面での使用、手袋・ガウンの利用者ごとの交換など)や適切なタイミングの手指衛生は、介護者や他の利用者をウイルス等から守るための重要なポイントであるため、留意すること。

※「標準予防策」については、令和2年7月から県ホームページで公開している「新型コロナウイルス感染症に備える社会福祉施設職員研修～日常から行う対策編～」の資料および令和2年10月厚生労働省老健局がまとめた「介護現場における感染対策の手引き（第1版）」12ページを参照してください。

### 3 職員間の感染拡大防止について

休憩室等において職員間で感染が拡大したと考えられるケースが複数発生していることから、休憩室の換気、休憩時の職員の座席の距離や向きなど環境面における対策を行うこと。併せて、職員に対して「食事の時はマスクを外してしゃべらない」「会話は食事がすんでマスクを着用してから」等の注意喚起を行い、定期的にその実践状況を確認するなど、対策の実効性を維持するよう努めること。

### 4 利用者間の感染拡大防止について

介護サービスの提供においては、食事やレクリエーション等の際に、利用者同士が密に接触しやすく、感染が拡大しやすい環境となることを改めて認識すること。そのうえで、施設内で感染事案（感染疑いを含む）が発生した際、利用者間の感染拡大防止のため、利用者のマスク着用、同じテーブルに着席する人数の制限、利用者が集まる場所の換気など、利用者の三密回避に努めること。

### 5 入所施設等における新規入所、短期入所の受入れについて

入所施設等に「ウイルスを持ち込まない」観点から、新規の入所者や短期入所の利用者の受入れの際には、一定期間施設の入所者と接触する機会を減らすことや新規入所者の入所前に健康状態の確認を行うことなど、施設内へのウイルスの侵入のリスクを下げるための措置について検討すること。

介護サービスグループ
電話 0776-20-0332
FAX 0776-20-0642
Mail <a href="mailto:hokaisei@pref.fukui.lg.jp">hokaisei@pref.fukui.lg.jp</a>